

質問第一七号

ノーベル賞課税等に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十四年十一月十日

小川友三

参議院議長 松平恒雄殿

ノーベル賞課税等に関する質問主意書

日本文化の向上に努力する学者の待遇は考慮すべき点が多い。政府は学者に対する後援費を相当出すべきだが処見を問う。

ノーベル賞の受賞は日本人で最初であり、これに対する国法による納税は当然であるが、課税率の引下げ等考慮すべき点が多いと思うが、これに対する政府の処見を問う。

右の質問に対し答弁を要求する。